

住宅改修事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 介護保険住宅改修申請におけるチェックリストの提出について(依頼)

平素は、本市介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

住宅改修事業者の皆様におかれましては、介護保険住宅改修に係る適切な申請にご協力いただいていることと存じますが、この度、一部事業者において不適切な申請事例が発覚しました。

つきましては、給付適正化の観点から【住宅改修申請時のチェックリスト】を作成しましたので、下記の通り申請時にご提出いただきますようお願いいたします。

また、チェックリストの内容を再度ご確認ください、今後も、利用者の住宅改修の適正な申請についてご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出していただく書類

別紙【住宅改修申請時のチェックリスト】

※事前に確認し、住宅改修費支給申請書に添付してご提出ください。

#### 2. 添付開始期日

令和4年1月4日(火)申請分から

※開始期日前であっても可能な限り、ご提出いただくようお願いいたします。

#### 3. 今般発覚した不適切な事例と注意点

##### ①在宅での生活実態がないにも関わらず、住宅改修を行ったもの

住宅改修事業者が担当ケアマネジャーとの相互理解不足により、在宅での生活実態がない被保険者に対して住宅改修を実施し、給付を受けた。当該被保険者は、特別養護老人ホームへの入所待ちのために、短期入所生活介護(ショートステイ)を長期にわたり連続利用していた。

後日、市の給付適正化のための確認により、不適切な申請であったことが判明し、住宅改修費用を返還した。

→住宅改修を行う際は、担当ケアマネジャーと住宅改修事業者との間で十分に情報を共有すること。また、入院中・入所中・短期入所生活介護(ショートステイ)を連続利用していないか等、在宅での生活実態がある事を確認すること。

②住宅改修が必要な理由書(以下、「理由書」という。)を無資格者が作成し、作成者名等を偽り、内容確認も怠ったもの

住宅改修事業者がケアマネジャーに対し理由書の作成を申し出たが、住宅改修事業者内で作成資格のない者が理由書を作成した。

また、理由書の作成者欄に担当ケアマネジャーの断りなく、勝手に担当ケアマネジャーの氏名等を記入し、さらに担当ケアマネジャーへの内容確認も怠り申請した。

このことは理由書の信憑性にかかわるため、市は当該ケアマネジャー及び担当者から事実確認を行うこととなった。

→理由書は、作成する資格のある方本人が作成すること。住宅改修事業者は、担当ケアマネジャーがいるにもかかわらず、安易に理由書の作成の請負・代行はしないこと。(本来、ケアマネジャーの業務には住宅改修の理由書作成も含まれる。)

#### 4. その他の注意点

介護保険の住宅改修は、給付の対象となる改修項目が限定されています。保険給付の対象となるかどうか判断が難しい改修工事があるときや、事前に申請済みの改修内容が変更になるときは、トラブルの発生を未然に防ぐため、速やかに市介護保険課まで必ずご相談ください。

また、改修内容や契約内容について、利用者や利用者の家族等に十分な説明を行った上で住宅改修を進めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、申請に必要な書類作成費(平面図や写真代等)や申請代行手数料等の費用は保険給付の対象となりません。今一度ご確認いただき、費用が発生する場合には、介護保険対象外として取り扱っていただきますようお願いいたします。

※この文書は、各務原市介護保険住宅改修受領委任払い取扱い登録をしていただいているすべての事業者へお送りしています。

各務原市役所健康福祉部  
介護保険課介護保険係  
電話 058-383-1778(直通)

別紙

住宅改修の申請を行う際は、下記の5項目を事前に確認してチェックをし、記入日・確認者氏名（下記5項目を確認した方の氏名）を記入し、住宅改修費支給申請書にこの【住宅改修申請時のチェックリスト】を添付してご提出ください。

## 【住宅改修申請時のチェックリスト】

- 被保険者は、入院・入所していないですか
- 被保険者は、短期入所生活介護(ショートステイ)の連続利用中ではないですか
- 住宅改修が必要な理由書（以下、「理由書」という。）は、有資格者本人が作成したものですか
- 理由書の内容に、誤りや不足はありませんか
- 住宅改修事業者が理由書を作成する場合、担当ケアマネジャーにその内容について確認しましたか

\_\_\_\_\_年 月 日

上記の項目について、すべて確認しています。

確認者氏名 \_\_\_\_\_

備考